

「あま市工場立地法地域準則条例」（仮称）骨子案

1. 条例制定の目的

工場周辺の環境を保全しつつ、市内既存企業の事業拡大や市外企業の立地を促進し、地域経済の活性化を図ります。

2. 工場立地法の概要

(1) 内容

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定の規模・業種の工場を「特定工場」と位置づけ、設置すべき緑地等の施設について規定しています。

(2) 特定工場

規模：敷地面積 9,000 m²又は建築面積 3,000 m²以上

業種：製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電は除く。）

(3) 敷地面積に対する施設の割合（国が定める準則）

生産施設	緑地	環境施設※2
30～65%以下※1	20%以上※3	25%以上※3

※1 業種により7段階に区分されている。

※2 緑地及びこれに類する施設で周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの（緑地、池、屋外運動場、広場、太陽光発電施設等）

※3 昭和49年6月28日（法施行日）以前に設置されている特定工場については緩和措置がある。

(4) 重複緑地の取り扱い

重複緑地※4については、緑地面積の25%までしか算入できません。

※4 生産施設等と重複する緑地（広場の上の藤棚、緑化駐車場、太陽光発電施設下の芝生地、屋上庭園等）

3. 条例設置の背景

工場立地法では、特定工場を対象とし、敷地面積に対する緑地及び環境施設の割合について基準を定めておりますが、工場立地法第4条の2第1項の規定により国が定める基準に代えて地域の実情に合わせて市が緑地や環境施設の割合の基準を定めることができます。

あま市内の工場においては、事業拡大を図る上で工場敷地の確保に苦慮している事業者も多く、また、市外から企業を呼び込む上でも近隣市町村が市の基準を設置していることから、当市への立地を躊躇する企業もあるため、本条例の設置により市内外の企業に対してあま市への投資を促し、地域経済の活性化を図りたいと考えております。

なお、工場周辺の生活環境を損なうことを避けるため、条例の中で環境施設の配置による周辺環境への配慮を求める規定を定めるほか、条例を活用する事業者に対し、必要となる緑地面積の過半以上を樹木による植栽とすることなどを定めたガイドラインを設置することを想定しています。

4. 条例による市準則の内容（案）

(1) 区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合

緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について、区域ごとの基準を下記のとおり定めます。

市が定める基準（案）			国が定める基準（現行）	
	緑地	環境施設	緑地	環境施設
準工業地域	10%以上	15%以上	20%	25%
工業地域	5%以上	10%以上		
市街化調整区域	5%以上	10%以上		
上記以外の地域	20%以上	25%以上		

(2) 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

緑地面積に算入することができる重複緑地面積の割合の基準を下記のとおり定めます。

市が定める基準（案）		←	国が定める基準（現行）	
	重複緑地算入率			重複緑地参入率
準工業地域	50%以内		25%以内	
工業地域				
市街化調整区域				
上記以外の地域	25%以内			

(3) 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用

特定工場の敷地が、準工業地域、工業地域、市街化調整区域又はそれ以外の区域のうち、2以上の区域にまたがる場合、敷地のそれぞれの区域にあたる部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高い区域の基準を特定工場の敷地全てに採用します。

(4) 他の地方公共団体の長との協議

特定工場の敷地が、他市にまたがる場合、この条例の規定の適用については当該市町村長との協議により定めます。

(5) 環境施設の配置による周辺地域への配慮

この条例の基準を適用する特定工場は、環境施設の配置により、工場周辺地域の生活環境に配慮するよう努めるものとします。

(6) あま市総合特別区域法第23条第1項に基づく準則を定める条例の廃止

あま市ではあま市総合特別区域法第23条第1項に基づく準則を定める条例を定め、指定区域において市の基準を定めていましたが、本条例の制定に伴い廃止する方針としております。